

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和4(2022)年3月2日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「委員長は本日、県議会に出席しており、委員2人で会議を行う。定例会議は2週間ぶりであるが、この間、世界で様々なことが立て続けに起こり、心が穏やかではない日々が続いている。一方、3月の声を聞き、確実に春はやってきていると感じる。寒さから開放されるに連れて屋外に出たいと思うようになるなど、陽の光は大きな力を持っていると感じている。新型コロナウイルスの関係では、県内はいつになれば減少傾向に転ずるのだろうと思うほど、毎日の新規感染者が多い状況が続いている。学校関係での感染が増えている傾向とのことであれば、暫く現状が続くものと憂慮している。子供達に感染が広がれば、当然親にも感染が広がるわけで、春休み期間に感染者が減少することに期待したい。春休みを迎えるこの時期、教師の方々は、非常に緊張感を持っているという。春の陽気の中で一つの区切りを迎えた子供達が、開放的な気持ちになり行動が自制できなくなるのではと、心配になるとのことである。また、教師同士においても、人事異動の内示を受ければ、それまでチーム一丸となっても、お互いの気持ちが散っていくこともあるという。3月は気を引き締めなければならない時期である。昨年中、県警察から報告を受けた警察職員による非違事案の中に、3月中に発生した人間関係や文書管理に関する不適切な事案が含まれていたと記憶している。年度末や異動という状況では仕事の遅滞や放置が起こりうる。また、内示が出ると先のことが気になり、気持ちが高ぶるとともに不安も抱える。この春、職員の方々には、発令までは今の職務に全力を注ぎ、引継を確実に行っていただきたい。また、幹部には、部下職員の心情や担当業務の進捗、引継の状況について、いつも以上に丁寧に把握、確認していただきたい。何事もなく年度末、新年度を迎えられるよう、相互に気を引き締めていきたい。」

旨の発言があった。

#### 【警務部議題】

##### ○ 令和4年度組織改編の概要について

警察本部から、「まず、定期人事異動についてであるが、平成30年度定期人事異動以降、発令は、警部補及び副主幹を含む同相当職以下の職員と、警部及び副主幹を除く同相

当職以上の職員とを分ける2段階異動としており、今回も同様とする。今回の異動規模は、地方警務官を除く警察官は834人、一般職員が152人の、合計986人が対象であり、前年度と比較して警察官が107人、一般職員が28人、合計で135人多くなった。次に、組織改編の概要については3項目あり、1つは『警衛対策課の新設』である。令和5年春に本県で開催される『第73回全国植樹祭』の行幸啓に対応する体制構築のため、警備課の課内室である警衛警備対策室を拡充し、『警衛対策課』を新設する。2つ目は『治安情勢の変化に的確に対応するための体制・現場執行力の強化』である。具体的には、深刻な被害が続く特殊詐欺について、組織犯罪として敢行され暴力団等の有力な資金源となっている実態を鑑み、捜査第二課広域知能犯係を組織犯罪対策課に移管し、同課に『特殊詐欺捜査係』を新設する。また、贈収賄、選挙、経済的不正などの重要知能犯罪の捜査体制強化のため、捜査第二課知能犯特捜係を1班7名から2班10名に増強する。さらに、新型コロナウイルス・持続化給付金詐欺事件等経済的不正事件の捜査体制強化のため、捜査第二課告訴係と財務特捜係を統合して係長1名を増強する。次に、捜査第一課においては、殺人、強盗、略取誘拐等の捜査に当たる強行・特殊犯特捜係と、組織的窃盗事件等の捜査に当たる盗犯特捜係を統合し、重要凶悪事件の捜査に柔軟に対応できるよう、体制を強化する。3つ目は『社会の変化に適応するための警察運営の合理化』であり、刑事部内4所属にそれぞれ配置していた庶務係を刑事企画課において統合運用し、庶務業務の合理化・効率化を図る。この取組は既に警務部、生活安全部で採り入れられており、今回は刑事部が実施するもの。次に、社会と共に変化する治安上の課題に適切に対応できる警察組織構築のため、警務課企画室に、警察情報システムの合理化・高度化、そのための先端技術の導入を推進する『デジタル化推進係』を新設し、専任の係長1名に加え、兼務の補佐2名と係長1名を配置する。」旨の報告があった。

## ○ 警察官の通常逮捕について

警察本部から、「逮捕当日に各委員には電話報告をしたが、あらためて報告する。逮捕罪名は特別公務員暴行陵虐罪、適用法条が刑法第195条第2項で、罰則は7年以下の懲役又は禁固で、罰金刑はない。逮捕された職員は、奥州警察署警務課留置管理主任の巡查部長で、逮捕日時は令和4年2月23日午前10時16分である。事案の概要は、当該職員は、令和3年12月中旬頃、留置施設に勾留されていた女性に対し、わいせつな行為をしたもので、被害者からの被害申告により本件を認知し、所要の捜査結果、上記日時に盛岡東警察署内で通常逮捕した。当該職員は事実を否認している。今後の捜査状況を踏まえ、職員の処分等について厳正に対応していく。」旨の報告があった。

### 《 委員質疑 》

「逮捕場所が盛岡東警察署なのはなぜか。」

→本部発言

「着手の際に職員に警察署への同行を求め、当該警察署内で逮捕状を執行した。」

### 《 委員発言 》

「逮捕当日に電話で一報を受けた時、耳を疑った。残念としか言いようがない。当該職員の資質という面もあるが、そういうことが起こり得ない環境を作らなければならない。仕組みとして問題がなかったとしても、その運用に間隙が生じれば問題

は発生する。警察に限らず、同僚の目や上司のチェックを受けず、担当者が業務を独りで行う場面で不正は起こりがちである。複数人で行い、誰かチェックをする立場の者がいることが必要ではないか。再犯防止に気を付ける上では、そういったことの徹底しかないと思う。徹底されなければ必ず起きる。本人の良心に任せるのではなく、そういった不正ができない状況を作り上げることが大事だと思う。徹底をしていただきたい。」

「当日、連絡を受けて『何と答えたらいいのだろう。』と思うくらい動揺した。また、電話をしてきた職員の動揺も、電話越しに感じた。『これをニュースで見た県民がなんと思ったのだろう。』と思い、県民の信頼を損ねる行為であったと痛切に感じた。様々な非違事案防止対策をしてきている中でも、このように発生してしまうならば、まだまだ手を打っていかなければならない。逮捕職員は警察採用後の経歴の中で、留置管理業務も何年も従事している。業務を知り得た人だからこそ起きたのではないか。警察職員は転勤が早いと、委員就任前は思っていたが、同じ地域に長くいると慣れが生じ警察官としての眼が濁ることもあるのだと、その理由を理解した。業務も同じではないか。よからぬことを思いつき、それを狡猾に行うことができる。同じ仕事をマンネリズムでこなすようになるのは気をつけなければならない。どのポジションでもそうだが、定期的な勤務状況の評価を行い、自己評価に加え、同僚等他者の評価など、相互に業務上の非違事案に至らないよう気をつけていくようにしていかなければならないと思う。職員個々の良心によるという部分もあるが、その良心を保つために、同僚や上司の目が必要ではないか。非違事案防止への取組は、よく行われていると思っていたが、今回のようなことが起きれば、今までやってきたことが水泡に帰すように感じ、悲しく思う。今回の事案を教訓にして、職員全員で共有していかなければならない。今回逮捕された職員に最も反省してほしいわけだが、『せっかく、当初は志高く警察官になったのに。』という残念さもある。警察官になったことに安心せず、常に向上し続ける気持ちで、退職まで緊張感を持って過ごしてほしい。とても残念な出来事だったので、徹底して再発防止に取り組んでいただきたい。」

## 【生活安全部議題】

### ○ 岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正について

警察本部から、「今次の改正は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律、同法施行令の一部を改正する政令、同法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、いずれも令和4年3月15日に施行されるが、これらの改正により新たにクロスボウの所持禁止と所持許可制が導入され、許可等に係る事務が加わることから、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程について所要の改正をしようとするものである。専決規程の改正内容は、銃砲刀剣類所持等取締法については『許可クロスボウへの表示命令』、『クロスボウ講習会に関する事務』、『クロスボウ射撃指導員に関する事務』、『クロスボウ射撃資格認定に関する事務』、『クロスボウ保管業に関する事務』の追加等、同法施行令については『クロスボウ講習会の開催日時等の公表事務』の追加、同法施行規則については『新たなクロスボウ所持許可証の交付』など5項目の改正のほか、施行規則から削除された『許可

証、年少射撃資格認定証の亡失または記載事項変更届の受理』の削除となる。そのほか、各法令毎の条項ずれの整理や内容欄の語句の変更等、所要の修正を行うものである。本規程の施行日は、各法令の施行日に合わせて本年3月15日とする。」旨の説明があり、決裁した。

### ○ 審査基準・処分基準の改定について

警察本部から、「クロスボウの法規制に伴う銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正等により、同法に係る警察庁の審査基準及び処分基準のモデル基準が改定され、令和4年3月15日から運用されることから、本県の審査基準、処分基準を改定しようとするものである。審査基準の改正点は2つあり、1つ目は、法改正に伴う審査基準の新設である。従前の審査基準に加え、クロスボウ許可手続に関する『クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付』など4点を追加する。2つ目は、表記についての所要の整理であり、組織改編に伴い担当課名を変更したほか、法改正に伴う引用条項の追加、モデル基準の改定に伴う内容の変更、語句や表記の修正等、所要の整理をするもの。処分基準の改正点も主に2つであり、1つ目が、法改正に伴う処分基準の新設である。従来の処分基準に加え、クロスボウ許可手続に関する『許可クロスボウに係る表示措置命令』など6点を追加する。2つ目は、表記についての所要の整理であり、組織改編に伴い担当課名を変更したほか、法改正に伴う引用条項の追加、モデル基準の改定に伴う内容の変更、語句や表記の修正等、所要の整理をするもの。そのほかの改正点については、銃刀法以外の5法令に関する処分基準も同様に、担当課名を変更するものである。」旨の説明があり、決裁した。

### ○ 通信指令技能検定（初級）の実施結果について

警察本部から、「通信指令業務に関する知識及び技能の向上を図り、通信指令を担う人材の育成及び職務執行の強化に資することを目的として行っている検定であり、岩手県警察通信指令技能検定に関する訓令に基づき実施するもの。検定は平成22年から毎年実施しており、本年度は12回目となる。検定の種別は、初級と上級の2種類である。本年度は、筆記試験を令和3年11月15日に実施し、実技試験は令和3年12月から令和4年1月までの間に、通信指令課員が各所属に赴き実施した。筆記試験は警察無線の通話要領や無線機の取り扱い及び管理、初動警察活動の指揮に関する択一式問題を出題した。また、実技試験は路上強盗や重傷ひき逃げなどの想定に基づき、通報受理から臨場警察官に対する無線指令が適切であったかどうか採点した。受検者196名中、最終合格者は46名であった。最終合格率は23.5%で検定開始以来最低となった。その大きな要因として、本年度改正した2つの主要訓令について、改正内容の浸透が図られていなかったことが挙げられる。今後は教養の見直しを図ってこの点を浸透させ、警察官個々の通信指令業務の向上を推進する。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「今回の合格率の低さが気になっていたが、理由は理解した。要領等の改正直後はこういうことが起こりうるので、次回はそこをカバーして、向上を目指していただきたい。」

## 【刑事部議題】

### ○ 傷害致死事件の検挙について

警察本部から、「本年2月23日に被疑者5名を逮捕した傷害致死事件について報告する。被疑者は、一関市又は奥州市居住の20歳代から40歳代までの男性5名、被害者は、奥州市居住の38歳男性である。被疑者5人と被害者の関係は、同じ工事関係の会社に勤める同僚であった。事案の概要であるが、被疑者等5名は、共謀のうえ、令和4年2月21日午後6時10分ころから午後7時ころまでの間に、岩手県奥州市内の勤務会社の職場内において、交々複数回、被害者の顔面、腹部等を殴る蹴るなどの暴行を加えて打撲傷等の傷害を負わせ、同月22日、搬送先の奥州市内の病院において死亡に至らしめたものである。2月22日、同病院からの通報を受け本件を認知した奥州警察署では、病院搬送時の状況や被害者の負傷等から犯罪性を認め、迅速な捜査により犯罪事実と複数被疑者を特定して検挙したものである。本件は、職場同僚の複数被疑者が被害者に暴行を加え死に至らしめた、極めて卑劣かつ悪質な犯行であることから、犯行に至った経緯、動機等について捜査を推進している。今後、被疑者等の取調べ、現場検証等の裏付捜査を徹底し、真相究明を図る方針である。」旨の報告があった。

#### 《 委員質疑 》

「その後の報道で、金銭貸借の問題があると聞いたが、また、被疑者等は酒を飲んでいたのか。」

→本部発言

「各社報道内容は承知しているが、原因動機等、現在捜査中である。」

#### 《 委員質疑 》

「事件発生から病院搬送までの間、被害者は放置されていたのか。」

→本部発言

「事件の経緯等についても捜査中であり、現時点での回答は控えたい。」

#### 《 委員発言 》

「とても残忍な事件であり、県民は、何故このような事件が発生したのかと関心を持っている。その原因や背景もしっかり捜査していただくことが、亡くなられた方にとっても大切ではないかと思う。引き続き捜査の徹底をお願いしたい。」

## 【交通部議題】

### ○ 安全運転管理者の選任状況に関する情報の公開について

警察本部から、「昨年6月に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日、関係閣僚会議において、『通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策』が決定され、『飲酒運転の根絶』に向けた取組の一つとして、安全運転管理者未選任事業所の一掃等、自動車を一定数以上保有する使用者への対策強化が掲げられたものであり、その推進策として『安全運転管理者の選任状況のウェブサイト上での公開』が盛り込まれたもの。公開の目的は、未選任事業所に対し、安全運転管理者の選任を促すことであり、具体的には未選任事業所が閲覧し自発的に選任を行うことや、未選任事業所以外の者が閲覧し未選任事業所に対して選任を促す等の効果を想定している。公開の場所は、岩手県警察ウェブサイト上とし、本年2月4日から公開を開始している。公開の内容

としては、安全運転管理者選任事業所の事業所名で、ウェブサイト上の警察署名をクリックすることで、同署管轄内の安全運転管理者選任事業所の一覧を閲覧可能になっている。なお、本年1月31日現在における、県内の安全運転管理者選任事業所数は、4,814事業所であり、公開内容は随時更新する予定である。」旨の報告があった。

## 【その他】

警察本部から、県内事業所等を対象としたサイバーセキュリティに関する注意喚起広報の推進状況及び警察職員の新型コロナウイルス感染状況及び対応について報告があった。

## ■個別会議

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

### ○ 警務課

警務課業務報告

### ○ 県民課

「公文書の管理に関する条例（仮称）」（素案）に関する意見等照会に対する回答についての説明、決裁

犯罪被害者等給付金の裁定についての説明、決裁

### ○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

### ○ 総務課

国家公安委員会あて苦情の受理・処理の説明、決裁

公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁

総務課業務報告